

件名	六厩クリーンセンター最終処分場整備事業（仮称）について
受付日	令和7年10月27日
ご意見・ご提案の概要	<p>六厩クリーンセンター最終処分場整備事業（仮称）について、環境影響評価手続が行われているが、最終処分場については下流域全ての住民自治体が明白に影響し関係している。岐阜県は下流域のすべての同意をとりつけることを事業者に指示すべきである。管理型処分場で完全に100年以上長期間保管できるものではなく、まして豪雨や地震なども多発している現状もある。環境影響評価の法律の立て付けは、設置場所の岐阜県内だけで済むのかもしれないが、実害が出れば許可した県の責任も問われることになる。</p> <p>また、この事業に関するページの中で報道状況について多くの情報に埋もれて見つからないので、閲覧者が情報検索できるようにすべきである。</p>
県の考え方	<p>現在、事業者は、岐阜県産業廃棄物処理施設の設置に係る手続の適正化等に関する条例（以下「手続条例」という。）に基づく手続と岐阜県環境影響評価条例（以下「アセス条例」という。）に基づく手続を行っているところです。</p> <p>このうち、手続条例は、産業廃棄物処理施設等の設置等に係る事業計画の周知や関係住民等の意見を求めるための手続等を定めることにより手続の適正化と透明性の確保を図り、産業廃棄物処理施設等の設置等に係る合意の形成及び生活環境の保全に寄与することを目的としています。</p> <p>手続条例における「合意の形成」とは「産業廃棄物処理施設等の設置等に伴って生ずる周辺地域の生活環境の保全に関する紛争を予防するための事業者と関係住民との相互理解」と定義され、責務規定として、事業者及び関係住民は相互の立場を尊重し合意の形成に努めなければならないとしていることから、同意を得ることを要件としていません。</p> <p>今後、手続条例では合意の形成に向けた手続、アセス条例では環境影響評価準備書及び評価書に関する手續が行われますが、こうした県の条例に基づく手續を全て経たうえで、廃棄物処理法に基づく許可申請が行われることとなります。県としては、今回の産業廃棄物最終処分場の設置に関し、県の条例に基づく手續が適正に行われているか確認していくとともに、廃棄物処理法の許可申請がされた場合には、法令に基づき慎重かつ厳正に審査してまいります。</p> <p>また、手続条例及びアセス条例における事業者の手續状況については、岐阜県公式ホームページ内に掲載しており、岐阜県公式ホームページのトップページに検索欄がありますので、事業者名を入力して検索することで確認が容易になります。</p>
担当課	環境エネルギー生活部 廃棄物対策課